

監査報告書(最終)

平成 31 年 1 月 31 日の監査報告に基づき、社内調査による結果報告を受け、その内容を検討したところ次のとおり問題点が把握されたので報告する。

社内調査による回答受領日及び報告人

- ① 平成 31 年 2 月 14 日 社長
- ② 平成 31 年 3 月 4 日 取締役グループ
- ③ 平成 31 年 3 月 10 日 取締役グループ

1 中央青果

(1) 一部勘定科目について、総勘定元帳への記載漏れ(6件)あり

(2) 〇〇〇〇との取引において、平成 25 年度に 〇〇〇〇からの投資依頼があったものを中央青果社長から 〇〇〇〇へ差入保証金に科目を変更して欲しい旨を依頼し 1 千万円を差入保証金勘定で経理している。(平成 31 年 3 月 4 日 〇〇〇〇より聞き取り以下(3)も同)

(3) 平成 27 年 8 月 25 日 〇〇〇〇要請により前記 1 千万円の返金を受け同日 〇〇〇〇個人に転貸しているが、総勘定元帳への記載がない

また、同時点において 〇〇〇〇への出金は消滅している状況であるが中央青果の元帳には残高があるという極めて異常な事態となっている。

今回の監査報告により再調査し自発的に実施されたところではあるが、中央青果藤永社長と 〇〇〇〇の供述は相反するものであり、何れが正確なものかは調査機関等に依頼し確認を要する項のものであるが、前述したように中央青果の経理処理に信憑性があるとは言えず、藤永社長の恣意的操作の結果であると申し上げて過言ではない状態にある。

(4) 仮受金処理も本来は生産者等から市場に持ち込まれた段階で作成される仕切伝票等から商品出納等を行い確認すべきであり、取引内容そのものに疑義が生ずることは止むを得ない状況である。

2 青果販売

総勘定元帳等が不存在であり、これが事実とすると法人組織としての根本から問題でありコメントできる事項は存在しないと前回報告したところであるが、顧問税理士の供述によると「存在する」とのことであり、藤永社長の答弁には疑いの余地がある。

顧問税理士の供述が正しいものであれば、今回の監査で元帳等の提出が為されなかったことについて、藤永社長には極めて重大な責任が生じることになり社内の役員会、株主総会等において真偽確認を実施されるべきであることを申し添える。

上記のとおり監査結果を報告する。

平成 31 年 3 月 13 日

小野田中央青果株式会社
株式会社小野田青果販売
代表取締役 藤永 誠 殿
取締役会 御一同 殿

監査人
広島市中区上八丁堀 3 番 4 号 303
桑原義和税理士事務所
税理士 桑原義和

COPY